

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、基本方針を定め、内部統制システムを構築し、運用しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、取締役及び使用人（以下「役職員」という。）が法令及び定款を遵守し、社会規範の下にその職務を遂行するため、「コンプライアンス行動指針」及び「コンプライアンス行動規範」を制定しております。
 - (2) 当社は、当社グループの法令・社会規範を遵守するコンプライアンスとリスクマネジメントを一体として管理推進し、より公正で透明な経営システムの構築を目指すことを目的にリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。
 - (3) 当社グループの取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役及び代表取締役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとしております。
 - (4) 当社及び主要な子会社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、社内通報体制を整備し、その運用を行っております。
 - (5) 当社グループの監査役は、法令遵守体制及び社内通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めていることになっております。
 - (6) 当社グループは、「コンプライアンス行動規範」の中で、「反社会的勢力の否定」を定め、反社会的勢力から圧力を受けた場合は、警察や弁護士等と連携し、毅然とした対応をとります。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、経営情報管理等を行うシステムの適正な運用により厳正に管理するとともに、取締役の職務執行の決定に関わる重要文書（電子媒体を含む。）を保存し、「文書管理規則」に基づき、適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧権限を有する者が閲覧可能な状態を維持しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループの取締役は、個々の業務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、社内諸規程に基づき、リスク管理を行っております。
 - (2) リスク・コンプライアンス委員会の活動の一環として、当社グループの業務の有効性・効率性、リスクコントロールを図るために主要な業務のプロセスオーナーを設置しております。また、情報セキュリティに関するリスクに対処するため、tdi group CSIRTを整備しております。

(3) 当社は、お客様に高品質なソフトウェアやサービスを提供することを目的に、業務遂行及び成果物の品質維持に関するマネジメントシステムを構築しております。このシステムのもとで、適正なプロジェクトの進行を定期的なレビューによって審議し、リスクの早期発見、問題解決に繋げております。また、これを推進、支援する専任部署を設置し、監理の徹底を図っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営監督機能と業務執行機能の強化、経営の効率化、意思決定の迅速化等を目的に、執行役員を選任しております。また、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜、臨時に開催するものとしております。なお、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営会議を設置しております。
- (2) 当社及び主要なグループ会社の営業等の状況及び事業計画に関する予算・実績管理等並びに主要なリスクに対する対応に資するため、業績進捗会議を実施し、部門間相互の連絡・報告及び意見調整等を行うとともに、課題を抽出し、適宜、適切な対策を実施するものとしております。
- (3) 当社グループは、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・分掌や決裁・権限に関する規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。
- (4) 当社は、取締役会で当社グループの目標を定め、役職員に浸透させるとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び達成の方法を定めております。また、システムによりその状況を迅速にデータ化し、取締役会で毎月レビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高めております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限及び責任を有しております。
- (2) 当社は、当社グループの内部統制システムの構築・維持・向上を推進する内部統制担当を設置しております。
- (3) グループ会社が重要事項を実施する場合は、「グループ会社管理規程」に基づき、当社に事前協議又は報告を受けております。また、当社グループの業務の執行、経営数値その他の重要な情報について、取締役会で定期的に報告を受けております。
- (4) 当社は、内部監査部門として監査担当部署を設置しております。監査担当部署は、当社及び主要なグループ会社のコンプライアンスやリスク管理の状況、業務の適正性等について監査を実施し、その結果を代表取締役、監査役等に報告しております。
- (5) グループ会社の監査役が実施した監査の結果については、当社の監査役に報告しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置するものとしております。なお、監査役補助者を設置した場合は、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で取締役社長が決定することとし、取締役からの独立性を確保しております。
 - (2) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととしております。

7. 役職員が監査役に報告をするための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社グループの役職員は、業務・業績等に著しい影響を与える恐れのある重要な事項について監査役に報告するものとしております。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができ、報告を求められた役職員はその求めに応じなければならないこととしております。また、グループ会社の監査役は、これらの内容を当社の監査役に報告しております。
 - (2) 社内通報の内容及びその状況については、担当責任者又はグループ会社の監査役より、当社の監査役に報告しております。
 - (3) 当社グループは、監査役又は社内通報体制に報告を行った役職員に対して不利益な取扱いを行うことを禁止しております。
 - (4) 監査役は、監査室、会計監査人との会合を都度実施しております。
 - (5) 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用等の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担しております。

8. 基本方針の適用範囲
 - (1) 内部統制システムの整備に関する基本方針は、全てのグループ会社をその適用範囲としております。

以 上